

➤ 事業の背景、必要性

- 改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）」が令和2年4月に施行され、新たな原子力規制検査の運用を開始しています。
- 本事業は、原子力規制検査の運用を継続的に改善することにより、改正原子炉等規制法の着実な施行を通して原子力の安全性向上に資するものです。

➤ 事業内容

- 米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について、関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査・研究を行い、我が国の原子力規制検査制度におけるリスク情報の活用手法等について検討を行います。
- 海外規制機関等との交流や、調査等により規制情報を収集し、検査の有効性の向上や原子力規制検査に係る具体的手法及び制度運用の検討等を行います。
- 原子力規制検査の結果の集約や、検査情報の共有を行うため、原子力規制検査業務システムの運用・整備、また改善の検討を行います。
- 検査官への意識・実態調査を実施し、課題の抽出や改善に向けた検討を行い、運用の改善につなげます。

○原子力規制検査の体制整備に係る実施内容

国の検査制度

原子力規制検査

- 使用前事業者検査の実施状況確認
- 保安措置の実施状況確認
- 核物質防護措置の実施状況確認
- 定期事業者検査の実施状況確認
- 追加検査

検査の
運用改善

- 検査手法の高度化
- 評価手法の整備
- 検査業務システムの運用

情報の活用

情報の活用

海外交流・調査等

検査官の意識調査

令和5年度行政事業レビューシート			(原子力規制委員会)				
事業名	原子力規制検査の体制整備事業		担当部局	原子力規制庁		作成責任者	
事業開始年度	令和元年度	事業終了(予定)年度	令和5年度	担当課室	原子力規制部検査グループ検査監督総括課 検査監督総括課長 武山 松次		
会計区分	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第6項 特別会計に関する法律施行令第51条第7項第4号 特別会計に関する法律施行令第51条第7項第18号		関係する 計画、通知等	-			
政策	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること		主要経費	エネルギー対策費			
施策	原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化						
政策体系・評価書URL							
事業の目的 (5行程度以内)	本事業は、原子力の安全性向上に資するため、原子力規制検査を実施するにあたり、基盤の整備充実及び規制当局として必要な技術的知見・根拠の整備を実施し、より効果的・効率的な原子力規制検査を実施することを目的とする。						
現状・課題 (5行程度以内)	原子力規制検査が本格運用開始してから3年が経過して新たな運用に応じた整備ができていないところがあるため、この部分を重点に技術的知見・根拠の整備の充実を図る必要がある。						
事業概要 (5行程度以内)	令和2年4月の原子力規制検査の本格運用に備え、国際会議や海外規制機関との交流を通じた情報収集、業務システムや検査ホームページの構築を実施してきた。運用の開始に伴い、制度の定着、及び運用の継続的改善のための取組として、継続的に国内外の情報収集を行うほか、検査官への意識調査を通じた改善のための課題抽出、原子力規制検査システムの運用等ニーズに応じた整備を行う。						
事業概要URL	原子力規制検査の体制整備事業P.29 (https://www.nra.go.jp/data/000377358.pdf)						
実施方法	直接実施、委託・請負						
補助率等	-						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	67	125	145	193	-
		補正予算(B)				-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	144	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
		予備費等(E)	-	-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	211	125	145	193	-
		執行額(G)	159	72	78		
		執行率(%) =(G)/(F)	75%	58%	54%		
当初予算+補正予算に対する執行額の 割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	237%	58%	54%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	事務取扱費					
	(目)	原子力安全事業庁費	157				
	(目)	職員旅費	19				
	(目)	委員等旅費	1				
	(目)	諸謝金	1				
	(項)	原子力安全規制対策費					
	(目)	原子力施設等防災対策等委託費	15				
	その他		-				
	計(A)	193	-				

活動内容① (アクティビティ)	国際会議や海外規制機関との交流を通じた情報収集を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	国際会議や海外規制機関に職員を派遣する。	技術情報の収集のため海外出張職員数とする。	活動実績 当初見込み	人回 人回	- 18	- 20	16 20	- 16	- -	
↓ 成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	NEA、IAEA等の国際会議や米国原子力規制委員会(NRC)等の海外規制機関に職員を派遣し、収集した知見・成果については、原子力施設の事故・トラブル、最新の科学的・技術的知見を規制に反映の有無を検討する場である技術情報検討会及び有識者、事業者と議論する場である検査制度に関する意見交換会に情報提供する。									
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	技術情報検討会及び検査制度に関する意見交換に報告する	技術情報検討会及び検査制度に関する意見交換への報告件数	成果実績	件	-	-	-	-		
			目標値	件	4	4	4	4		
			達成度	%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	・技術情報検討会(https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/gijyutu_jyohou/) ・検査制度に関する意見交換会(https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kiseikensa_koukai/)									
↓ 成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)										
成果目標及び成果実績 ①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 -年度		
			成果実績	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
↓ 成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	NEA、IAEA等の国際会議や米国原子力規制委員会(NRC)等の海外規制機関に職員を派遣し、収集した知見・成果は、原子力規制検査に用いる検査ガイド類を見直した回数につながる。									
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度		
	原子力規制検査の運用の継続的改善のため、原子力規制検査に用いる検査ガイドの整備に活用する。	年1回のガイド類の見直しを目標とする。	成果実績	件	-	2	1	-		
			目標値	件	1	1	1	1		
			達成度	%	-	200	100	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	原子力規制検査に用いる検査ガイドの改正(https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/guide_index.html) 令和2年度第74回原子力規制委員会(https://www.nra.go.jp/data/000306265.pdf) 令和3年度第3回原子力規制委員会(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000349188.pdf) 令和3年度第20回原子力規制委員会(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000359266.pdf) 令和4年度第15回原子力規制委員会(https://www.nra.go.jp/data/000393499.pdf)									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									

活動内容② (アクティビティ)		検査官への意識調査を通じた改善のための課題抽出を行い、意見交換会合において運用の改善について議論する。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		検査官への意識調査を実施する。	年1回、全検査官の意識調査を行う。 (アンケート調査。これに加え、令和2年度はインタビュー調査、令和3年度はワークショップ調査を含む)	活動実績	人	178	158	148	-	-
				当初見込み	人	210	200	200	200	-
↓										
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		検査官への意識調査を行った結果を分析し、抽出した検査課題を検査制度に関する意見交換会合に反映し、意見交換会合で運用改善に向けた議論を行う。								
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
		意見交換会合で運用改善に向けた議論を行う。	意見交換会合の開催実績	成果実績	回	5	3	3	-	
				目標値	回	4	4	4	4	
				達成度	%	125	75	75	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		検査制度に関する意見交換会合 (https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kiseikensa_koukai/)								
↓										
成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)										
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 -年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
↓										
成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)		検査官への意識調査を行った結果は、原子力規制検査に用いる検査ガイド類の見直しに反映し、検査ガイドを見直した回数につながる。								
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度	
		原子力規制検査の運用の継続的改善のため、原子力規制検査に用いる検査ガイドの整備に活用する。	年1回のガイド類の見直しを目標とする。	成果実績	件	-	2	1	-	
				目標値	件	1	1	1	1	
				達成度	%	-	200	100	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		原子力規制検査に用いる検査ガイドの改正(https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/guide_index.html) 令和2年度第74回原子力規制委員会(https://www.nra.go.jp/data/000306265.pdf) 令和3年度第3回原子力規制委員会(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000349188.pdf) 令和3年度第20回原子力規制委員会(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000359266.pdf) 令和4年度第15回原子力規制委員会(https://www.nra.go.jp/data/000393499.pdf)								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容③ (アクティビティ)	原子力規制検査システムに検査結果等の情報の蓄積等を行うために当該システムを整備する。									
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	システムに検査結果等を蓄積する。	年度毎に検査システムに検査結果を登録する。	活動実績	件	1,442	1,165	1,131	-	-	
			当初見込み	件	2,834	2,693	2,584	-	-	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	システムに蓄積した検査結果を検査報告書に反映するため、四半期毎に作成した検査報告書の件数とする。								
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	システムに蓄積した検査結果を検査報告書に反映する。	検査報告書の件数とする。	成果実績	件	234	238	244	-		
			目標値	件	290	293	294	-		
達成度			%	80.7	81.2	83	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉施設の検査報告書(https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/power_plants/index.html) ・核燃料施設等の検査報告書(https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/nuclear_facilities/index.html) 									
↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	-								
成果目標及び成果実績 ③-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度		
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	-									
↓	成果目標③-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	システム等に蓄積した検査結果等は、原子力規制検査に用いる検査ガイド類の見直し、検査ガイドを見直した回数につながる。								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度		
	原子力規制検査の運用の継続的改善のため、原子力規制検査に用いる検査ガイドの整備に活用する。	年1回のガイド類の見直しを目標とする。	成果実績	件	-	2	1	-		
			目標値	件	1	1	1	1		
達成度			%	-	200	100	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/guide_index.html 令和2年度第74回原子力規制委員会(https://www.nra.go.jp/data/000306265.pdf) 令和3年度第3回原子力規制委員会(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000349188.pdf) 令和3年度第20回原子力規制委員会(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000359266.pdf) 令和4年度第15回原子力規制委員会(https://www.nra.go.jp/data/000393499.pdf)									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由									
	-									
	アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由									
	-									

事業に関連するKPIが定められている関連決定等	名称	-
	URL	-
	該当箇所	-
事業所管部局による点検・改善		
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議や海外規制機関への職員派遣について、R2年度、R3年度はコロナ感染防止の影響により活動はできなかったところである。一方でR4年度ではコロナ感染対策の緩和する方向で、執行できた。 原子力規制検査システムについては、製品サポート終了間近のソフトウェアがありソフトウェアのバージョンアップが急務であることと、検査運用にあたって新たな検査(追加検査)に対応していない。 	目標年度における効果測定に関する評価(令和6年度実施)
		-
改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議、海外規制機関への職員派遣については、コロナ感染防止の緩和により、積極的に職員を派遣する計画を進めていく。 原子力規制検査システムについては、製品サポートの終了を受け情報セキュリティ上の脆弱の恐れに加え、新たな検査にシステムが対応していないため、情報が蓄積されないことに鑑みて、次期原子力規制検査システムの改善に向けた取り組みを行う。 	
外部有識者の所見		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見		
(選択してください)	-	
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
(選択してください)	-	
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	
	-	
	上記への対応状況	
	-	
	その他の指摘事項	
	【R2年度外部有識者点検指摘事項】 1 システム構築業務やHP作成業務の委託を随意契約とした理由が不十分と言わざるを得ない。特にHPIは、規制庁のHP内に設置する必要性がそもそも疑問である。 2 活動指標の検査実績情報の「入力データ数」について、R2年度の見込みを設定するなど、記載を適正化すること。	
上記への対応状況		
【R2年度外部有識者点検指摘事項】 1. 当時のシステム構築・運用保守は随意契約となっている。しかしながら、R5年度より次期システムに移行することとしており、当該システムの構築についてはご指摘を踏まえ、一般競争契約(最低価格)を適用している。 2. 活動目標については見直しを行い、現在の形となっている。		
備考		
-		

費目・使途 （「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金額が 支出されている者について 記載する。費目と使途の 双方で実情が分かるように 記載）	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事業費・人件費	原子力規制検査業務システムの運用・保守	44	事業費・人件費	原子力規制検査の運用の継続的改善に向けた調査	10
	計		44	計		10
	C.			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
事業費・人件費	健全な安全文化の育成と維持に影響を及ぼすリーダーシップの振る舞いの具体的事例の整備	5	事業費・人件費	健全な安全文化の育成及び維持に影響を与えるリーダーシップの最新知見の調査	5	
計		5	計		5	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NECネクサソリューションズ株式会社	7010401022924	原子力規制検査業務システムの運用・保守	44	随意契約(その他)	-	100%	本システムは維持だけでなく、継続的に改善される検査制度と整合させた状態で運用することが必要であり、速やかな仕様変更に対応できるのは、構築業務を行った支出先のみであるため

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本エヌ・ユー・エス株式会社	8011101057185	原子力規制検査の運用の継続的改善に向けた調査	10	一般競争契約(総合評価)	2	66.9%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士リプロ(株)	3010001027732	健全な安全文化の育成と維持に影響を及ぼすリーダーシップの振る舞いの具体的事例の整備	5	一般競争契約(最低価格)	4	45.4%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本エヌ・ユー・エス株式会社	8011101057185	健全な安全文化の育成及び維持に影響を与えるリーダーシップの最新知見の調査	5	一般競争契約(最低価格)	3	46.1%	-

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	R1	R2	R3	R4	R5
①原子力規制検査業務システムの運用・保守等	現システムの運用・保守	現システムの運用・保守	現システムの運用・保守	現システムの運用・保守	現システムの運用・保守 次期システムの設計・開発
実績額／予算額	223/225	144/144	57/56	44/44	-/120
②次期原子力規制検査システムの改善に向けた検討				次期システムの要件定義(案)のとりまとめ	
実績額／予算額	-	-	-	0/20	-
③原子力規制検査の効率的運用、検査官の能力向上等に関する調査	原子力規制検査の継続的改善に必要となる事項の調査	原子力規制検査の継続的改善に必要となる事項の調査	原子力規制検査の継続的改善に必要となる事項の調査	原子力規制検査の継続的改善に必要となる事項の調査	原子力規制検査の継続的改善に必要となる事項の調査
実績額／予算額	10/22	15/15	14/15	10/15	-/16
④米国でのリスク情報活用手法の調査	海外研究機関の協力を得て、リスク情報活用の手法等の調査・研究を行う	海外研究機関の協力を得て、リスク情報活用の手法等の調査・研究を行う	海外研究機関の協力を得て、リスク情報活用の手法等の調査・研究を行う	海外研究機関の協力を得て、リスク情報活用の手法等の調査・研究を行う	海外研究機関の協力を得て、リスク情報活用の手法等の調査・研究を行う
実績額／予算額	24/21	0/21	0/17	0/17	-/21
⑤検査の運用に関する最新知見の収集	国際会議及び海外規制機関との交流による規制情報の収集、分析	国際会議及び海外規制機関との交流による規制情報の収集、分析	国際会議及び海外規制機関との交流による規制情報の収集、分析	国際会議及び海外規制機関との交流による規制情報の収集、分析	国際会議及び海外規制機関との交流による規制情報の収集、分析
実績額／予算額	15/23	0/15	0/22	14/22	-/19
⑥人的・組織的要因の体系的な考慮に係る研究			技術的知見の整備	リーダーシップモデルの調査、分析・整理	リーダーシップモデルの分析・整理(研究成果のとりまとめ)
実績額／予算額	-	-	5/8	9/20	-/10

原子力規制検査の概要

令和5年6月

原子力規制庁

検査監督総括課

新たな検査制度へのあゆみ

- 2017年 4月 原子炉等規制法改正法成立
以降、試運用と法施行に向けた準備を継続
- 2018年10月～ 試運用フェーズ1 検査実務を中心に実施
- 2019年4月～ 試運用フェーズ2 代表2施設で制度全体を試行
- 2019年10月～ 試運用フェーズ3 多くの施設で制度全体の試行
法施行に向けた最終準備
(規則, 実施要領, ガイド等の制定)
- 2020年 4月 新たな検査制度「原子力規制検査」の本格運用
- ・ 継続的改善のため、検査制度に関する意見交換会合を設置
 - ・ 運用を踏まえ実施要領, ガイド等の改正
(2021年4月, 7月, 2022年6月)

以前の検査制度

【規制の枠組み】

原子力事業者等に対して、安全を確保するために守らなければならない事項(規制要求)を示し、それを守ることを義務づけ。

規制側は、検査にて規制要求を満たしているかを確認。

【これまでの検査制度の課題】

1. 限定された検査期間

- ・事業者の保安活動を確認する検査(保安検査)は、年4回(各1～3週間程度)実施。

2. 検査内容の固定化／重複

- ・チェックリストを用いることによる確認事項が固定化。
- ・事業者の品質保証(QMS)体系の確認などは、複数の検査で重複。

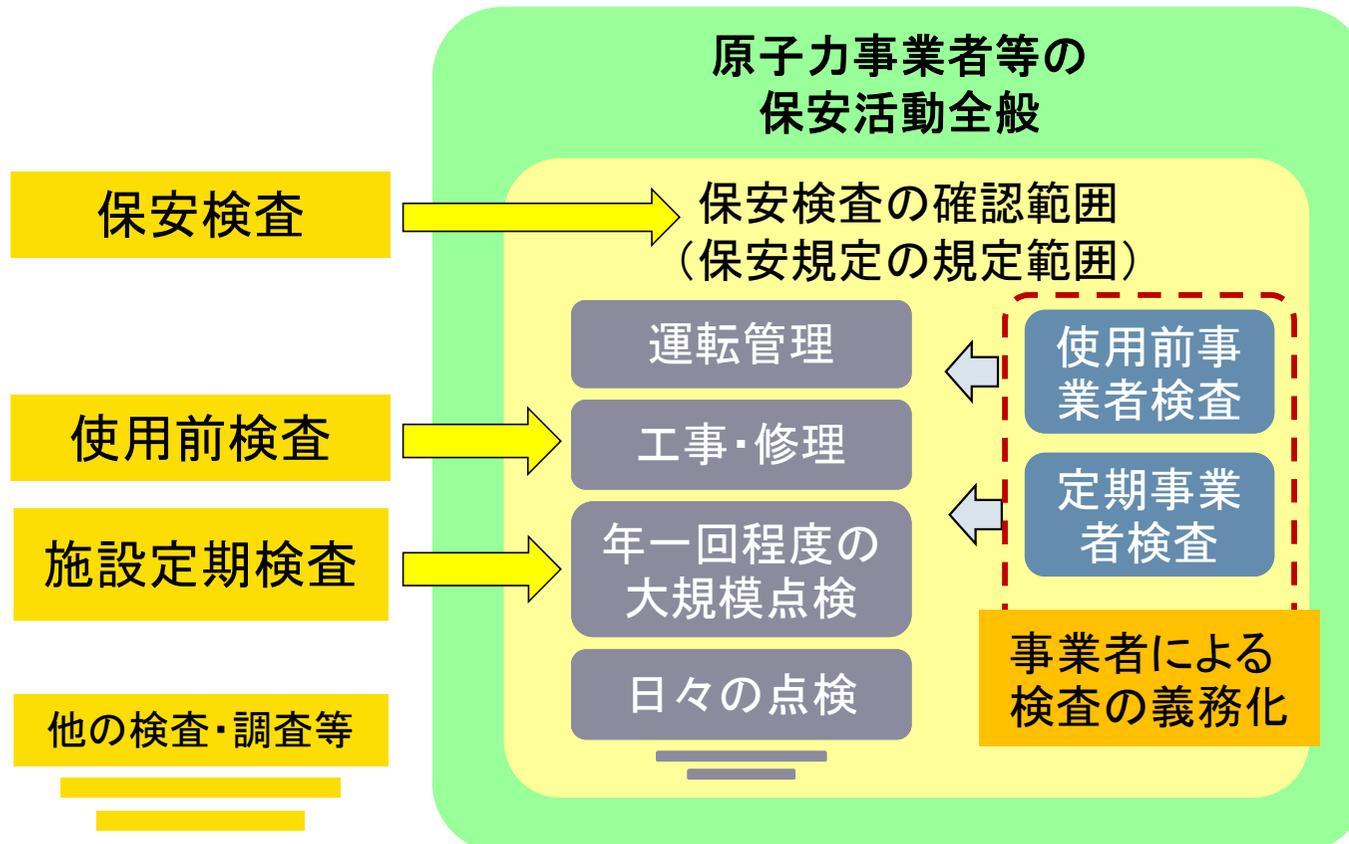
3. 原子力施設の安全を守る責任が曖昧

- ・本来、原子力施設の安全に責任を有する者は事業者であるにもかかわらず、設備が 規制要求どおりに作られているかを、使用する前に規制側が確認し、合否を判定。(使用前検査)
- ・運転中の施設も、規制側が規制要求を満たしているかを定期的に確認し、合否を判定。(施設定期検査)

新しい検査制度（原子力規制検査）

- ・ 規制要求への適合を維持することは、事業者の一義的責任であり、施設等の検査は事業者が実施する仕組みとした。
- ・ 原子力規制委員会は、事業者の全ての安全活動を監視・評価を行う。
- ・ 複数の検査を原子力規制検査に一本化した。

【以前の検査】



【新しい検査】

原子力規制検査

- ・ 事業者の検査の実施状況
- ・ 講ずべき措置の実施状況
- ・ その他の措置の実施状況
他

原子力規制検査の特徴 ～制度のポイント～

1. 検査の対象は事業者の全ての安全活動であり、検査官は、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできる。
(フリーアクセス)
2. 検査官はより多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認する。
(パフォーマンスベースト、リスクインフォームド)
3. 規制機関は事業者のあらゆる安全活動を監視し、安全上の問題を指摘することで事業者の改善活動を促進させる。

原子力規制検査の特徴 ～制度のポイント～

検査官は、リスク情報を活用し、より重要な設備や安全活動を検査対象として選定し、現場で実際の設備の状態や安全活動の実施状況を検査する。

○ 実際の安全活動を重視：パフォーマンスベースト

「規定されたルールや手順に従っているか」よりも、「実際の活動が、本来あるべきもの※で適正であるか」に着眼する。

※「本来あるべきもの」とは、規制要求を満たしていることに加え、事業者が自ら設定した基準や管理目標を満たしていることも含む。

○ リスク情報の活用：リスクインフォームド

定量的リスク評価や設備の重要度クラス、施設の状態、過去のトラブル事例、他施設の運転経験などのリスク情報を総合的に活用する。

原子力規制検査の特徴 ～制度のポイント～

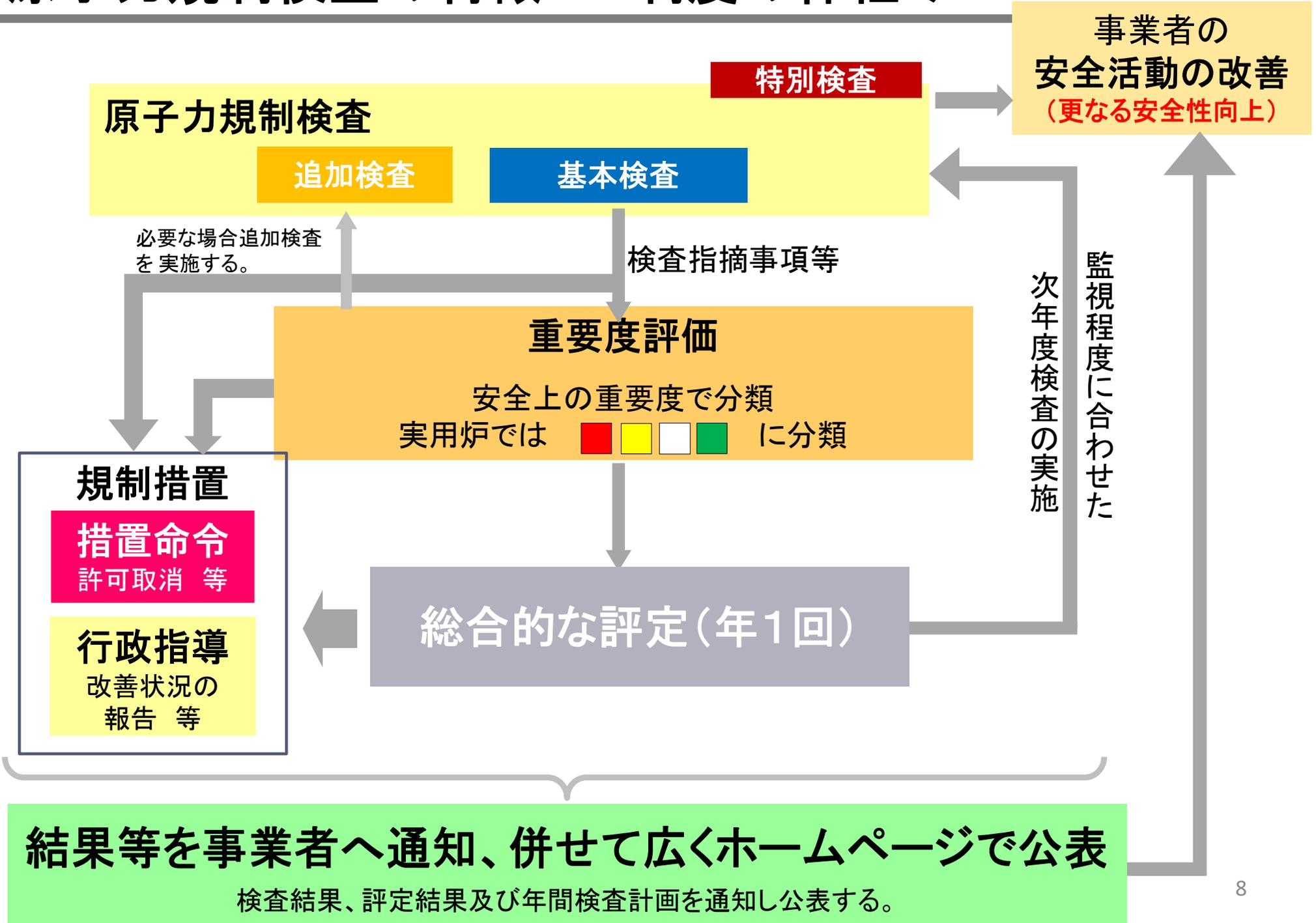
制度運用で期待される効果

事業者自らの気付きと検査官の気付きの双方が改善活動の契機となり、結果として、更なる安全性の向上が期待される。

原子力規制検査制度では・・・

1. 「いつでも」「どこでも」「何にでも」、検査官が幅広く監視することができる。
(事業者はいつどこに検査官が来るか分からない。事業者のありのままの活動を監視)
2. リスク情報や監視/評価の結果等を元に、安全上重要な設備や事業者の安全活動、事業者の弱点などに、より注視して検査を行うことで、効果的にトラブルに至る芽を事前に摘むことができる。
3. 事業者の安全に対する一義的責任を明確化し、事業者の安全活動への取組状況を監視・評価することで、事業者が自ら改善していく改善措置活動(CAP)を促す。

原子力規制検査の特徴 ～制度の枠組み～



原子力規制検査の特徴 ～重要度評価、深刻度評価～

検査指摘事項等

重要度評価

安全へのインパクト程度

パフォーマンス劣化が原因となって発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価する。

深刻度評価

法令違反の程度

- ①原子力安全に実質的に影響？
- ②委員会の規制活動に影響？
- ③意図的な不正行為？

重要度評価結果

赤	重大	追加対応あり
黄	中程度	
白	小程度	追加対応なし
緑	非常に低い	

【実用炉】

【核燃料施設等】

深刻度評価結果

SL I	重大な事態
SL II	重要な事態
SL III	一定の影響を有する事態
SL IV	影響が限定的

軽微

極めて限定的

原子力規制検査の特徴 ～制度の枠組み～

検査の種別	内容	実施者
基本検査	事業者の安全活動に対して、年間を通じて行う検査であり、以下の二つの区分がある。	
日常検査	事業者の日常的な安全活動を監視する検査	各原子力規制事務所の原子力検査官
チーム検査	特定の検査対象について専門的知見から、時期を定めて行う検査	検査内容に応じて、専門的なチームを編成



基本検査等の結果、事業者の安全活動に劣化が確認された場合

検査の種別	内容	実施者
追加検査	劣化が確認された事項に特化した検査。劣化の程度に応じて検査を設定する。	複数の専門分野の原子力検査官

検査の種別	内容	実施者
特別検査	異常な事象等の発生又は恐れがあった場合等に立入検査を行い、状況を把握するもの。	検査事項に専門性を有する規制庁職員

原子力規制検査の特徴 ～制度の枠組み～

対応区分(実用炉)

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	全ての安全実績指標が 緑 であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が 緑 のとき	一つの監視領域(大分類)において 白 が1又は2生じている	<ul style="list-style-type: none"> 一つの監視領域(小分類)において白が3以上又は黄が1生じている(以下「監視領域(小分類)の劣化」という。) 又は、 一つの監視領域(大分類)において白が3生じている 	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域(小分類)の劣化が繰り返し生じている又は、 監視領域(小分類)の劣化が2以上生じている又は、 黄が2以上又は赤が1生じている 	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための安全活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況(施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等)
検査対応	項目	基本検査のみ (事業者の是正処置)	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査1(※) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査2(※) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本検査 追加検査3(※)
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、それに関連するQMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、全てのQMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。)の特定

※ 追加検査

指摘事項の重要度評価の結果(白、黄、赤)の数により、軽重のある3つの追加検査から選択され、事業者の取組・評価について検査するもの。重い追加検査では、被規制者の安全文化に対する取組等に関しても検査する。